

議案第 76 号

狭山市畑地かんがい施設整備事業分担金徴収条例

条例別紙のとおり

平成 27 年 11 月 26 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

市が実施する畑地かんがい施設整備事業に要する費用の一部に充てるため、分担金を定めたいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市畑地かんがい施設整備事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が実施する畑地かんがい施設整備事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、分担金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(分担金の徴収)

第2条 分担金は、事業により利益を受ける者（以下「受益者」という。）から徴収する。

(分担金の額)

第3条 分担金の総額は、事業に要する費用の総額から、市が国から受ける補助金の額を控除した額とする。

2 各受益者の分担金の額は、前項の分担金の総額に、各受益者に係る事業に要する費用の額を同項の事業に要する費用の総額で除して得た数を乗じて得た額とする。

(分担金の賦課及び徴収方法)

第4条 市長は、前条第2項の規定により分担金の額を定めたときは、速やかに当該分担金の額及びその納付期日を受益者に通知するものとする。

2 分担金は、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、分割して徴収することができる。

(分担金の徴収猶予及び減免)

第5条 市長は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、分担金の徴収を猶予し、又は減免することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。